

駒ヶ根市運転免許証自主返納支援事業実施要綱

〔平成29年 3月30日〕
告示 第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証の自主返納の推進を支援する事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内のものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者で、運転免許証を自主返納したものとする。

(支援の内容)

第4条 市長は、駒ヶ根市地域公共交通協議会が運行するこまがねデマンド型乗合タクシーの乗車券（以下「乗車券」という。）10,000円分を交付することにより支援を行うものとする。

2 前項の規定による交付は、1回限りとする。

(申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自主返納した日から起算して1年以内に、駒ヶ根市運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、次の各号のいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書の写し
- (2) 法第104条の4第6項に規定する運転経歴証明書の写し

(支援の決定及び支援の実施)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、駒ヶ根市運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援することを決定したときは、申請者に対し第4条第1項に規定する支援を行うものとする。

3 乗車券は、支援の決定を受けた者に限り使用することができ、他人に譲渡し、若しくは売買し、又は不正に利用してはならない。

(支援の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援の決定を受けた場合は、支援

の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による支援の取消しを行った場合は、乗車券の返還又は既に使用している場合は、不正使用相当額について、返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定の適用については、この告示の施行の日前に自主返納をした者においては同条中「自主返納した日」とあるのは「この告示の施行の日」とし、この告示の施行の日以後に当市の住民となった者で転入の前に自主返納をしたものにおいては同条中「自主返納した日」とあるのは「転入した日」とする。